

概要

所有者等から登録の申込みを受けた空き家・空き地の情報を、世羅町への移住・定住を目的として空き家・空き地の利用を希望する方（以下「利用者」）に、情報を提供するシステムです。空き家・空き地の有効活用を通して、**町への移住、定住による地域の活性化を図る**ことを目的としています。

空き家 ……個人が居住を目的として建築し、現に居住していない又は近く居住しないと見込まれる世羅町内に存在する建物及びその敷地。

空き地 ……世羅町内に存在し、個人が所有し、個人が居住を目的とした建築物を建築することができ、現に使用していない土地。

所有者等……空き家・空き地に係る所有権その他の権利により、当該空き家・空き地の売買を行うことができる方。

空き家・空き地の所有者

空き家・空き地バンク物件登録までの流れ

空き家・空き地の
物件登録の相談
をしましょう。



物件所有者

① 物件登録相談

② 物件登録申込書・物件登録カード・
本人確認書類提出

③ 内容審査 外観確認

登録可能な場合

④ 内見調査
・写真撮影や間取図を作成します

登録可能な場合

⑤ 資料作成
・利用登録者への情報提供に使用します

⑥ 物件登録内容確認

⑦ 物件登録完了・ホームページ等で公開

※世羅町空き家・
空き地バンク制
度は賃貸は扱っ
ていません。



世羅町担当者

登録条件

空き家・空き地の条件を満たした物件。

物件登録者が所有者等の条件を満たしている物件。

空き家においては、老朽化が著しくなく大規模な修繕が不要な物件。空き地においては、居住を目的とした建築物を建築することができる土地。

※相続や境界の問題等により売買契約ができない物件、その他町長が空き家・空き地バンクへの登録が適当でないと認めた場合は登録できません。

登録期間

2年間（再調査による再登録可）

※登録事項に変更があった場合は、届出が必要です。

注1）不動産業者と空き家バンクの相方への登録が可能です。不動産業者を通して契約成立の際は、すみやかにご連絡ください。なお、その際は、町の家財処分の補助が受けられない可能性があります。

注2）家財処分（空き家バンク登録推進事業）の補助金は、事前に申請し交付決定を受けたのち、家財処分を実施してください。

注3）詳しくは、世羅町空き家・空き地バンク設置要綱をご確認ください。

空き家・空き地の購入を希望する利用者

利用者の条件

- ・空き家においては、延べ面積の2分の1以上を居住面積とし、居住の用に供することを目的に、世羅町に定住する意志がある方。
- ・空き地においては、個人が居住を目的とした建築物を建築し、定住する意志がある方。
- ・世羅町に土地や居住の用に供する建物(共同住宅、併用住宅を含む。)を所有していない方。
- ・世羅町に住民票をおき、地域の活性化に寄与したい、地域住民と協調して生活するという意志のある方。

※世羅町空き家・空き地バンク制度は賃貸は扱っていません。

登録期間 2年間(再登録も可能)

※利用登録者の登録事項に変更が生じたときは届出が必要です。

空き家・空き地購入までの流れ

利用登録申請
をしましょう。



購入希望者

① 利用登録申請書・誓約書・本人確認書類提出

② 物件問合せ

③ 物件詳細情報提供
・間取図、内部写真などの資料を提供します

内見希望の場合

④ 内見案内
・日程調整を行い、物件を案内します

購入希望の場合

⑤ 交渉・契約
※下記「売買に係る交渉・契約について」をご確認ください

⑥ 地域紹介
・地域の集会などで地域の方に紹介します

⑦ 引越し・移住
・購入報告書を提出して下さい



世羅町担当者

売買に係る交渉・契約について

- ・空き家・空き地の売買の交渉・契約について、**世羅町は直接関与しません。**
(不動産事業者の仲介をお願いします)
- ・契約等に関する一切の**トラブル等**については、**当事者間で解決**していただきます。
- ・契約を締結し空き家・空き地を購入したときは、住宅への**転居後1箇月以内**に空き家・空き地購入報告書に添付書類をそろえて**提出**してください。

注) 空き家・空き地バンクでは、一定の募集期間を設け、購入希望者が複数いる場合は、物件所有者において交渉相手を決定します。先着順ではありません。

※空き家・空き地バンクから知り得る個人情報の取り扱いには十分に注意してください。
詳しくは、空き家・空き地バンク設置要綱をご確認ください。

空き家・空き地
移住に関する
お問い合わせ先

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123-1 世羅町役場 企画課

☎ 0847-22-3206 FAX 0847-22-2768

町ホームページ: <https://www.town.sera.hiroshima.jp>

メールアドレス: ijyu@town.sera.hiroshima.jp

世羅町 移住 検索



世羅町イメージ
キャラクター「せら坊」

世羅町

空き家バンク登録促進事業

補助金

最大
10万円

空き家の
家財道具等処分及び、
運搬費用を補助します



補助対象者

空き家（一戸建て専用住宅）の家財道具等の処分を行う方で、その空き家を世羅町の空き家バンクに登録可能期間（2年）登録する方。又は、すでに登録しており、空き家の売買が決定している方。

補助対象経費

空き家の家財処分等に要する次の経費

- 車両の賃借費用
- ごみ袋等の消耗品購入費用
- 家電リサイクル法のリサイクル料
- 一般廃棄物処理（世羅町の許可業者）業者への処分委託費用

補助率及び上限額

補助対象経費の **3分の2**（限度額 **10万円**）

補助金の交付には
各種要件があります。

手続きの流れ

※家財処分等を行う10日前まで

交付申請書の提出

見積書の写し、家財処分等箇所の写真
（家財処分等実施前）

交付決定……交付決定の通知

着 手

完 了

実績報告書の提出

領収書の写し、家財処分等箇所の写真
（家財処分等実施後）

補助金確定通知・補助金の支払い

請求書の提出

詳しくは世羅町空き家バンク
登録促進事業補助金交付要綱
をご確認ください。



世羅町イメージ
キャラクター
「せら坊」

家財道具等
処分に関する
お問い合わせ先

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123-1 世羅町役場 企画課

☎ **0847-22-3206** FAX **0847-22-2768**

町ホームページ：<https://www.town.sera.hiroshima.jp>

メールアドレス：ijyu@town.sera.hiroshima.jp

世羅町 移住 検索